第四十二条の六第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の九第一項中「第六項」を「第五項」に、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第三項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）」及び「（既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「（第三項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「第二項の規定の」を「同項の規定の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の九第八項から第十項までを削る。

第四十二条の十一の三第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同項第一号イ中「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、同条第二項中「及び第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）若しくは第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「要件適格連結法人」という。）」を削り、「あつては前条第一項」を「あつては、同条第一項」に改め、「とし、要件適格連結法人にあつては第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度とする。」及び「（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）」を削り、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項」を「第四項及び第六項」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「の規定」を「及び第五項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「及び当該事業年度」を「（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「ものをいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「された場合」の下に「（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第十号中「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　通算法人の適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項及び第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項第二号イに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ　三十万円に当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（第一項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（認定事業者であるものに限る。）の同日に終了する適用年度（同項第一号に掲げる要件を満たす適用年度に限る。ロ及び次号において「他の適用年度」という。）の特定新規雇用者基礎数の合計（イ及び次号ロ(1)において「特定新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める当該適用年度及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の基準雇用者数の合計（以下この号及び次号ロ(1)において「基準雇用者合計数」という。）の割合（当該特定新規雇用者基礎合計数が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に当該適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数（特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数（第一項第二号イに規定する移転型特定新規雇用者数をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの数をいう。）を乗じて計算した金額に、移転型特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数の合計のうちに占める基準雇用者合計数の割合（当該合計が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

二　第一項第二号ロに掲げる金額は、同号ロに掲げる金額にイに掲げる数のうちにロに掲げる数の占める割合（イに掲げる数が零である場合及びロに掲げる数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）を乗じて計算した金額とする。

イ　当該適用年度及び他の適用年度の第一項第二号ロに規定する地方事業所基準雇用者数から同号ロの新規雇用者総数を控除した数（移転型非新規基準雇用者数（同号ロに規定する移転型非新規基準雇用者数をいう。イにおいて同じ。）が零を超える場合には、当該控除した数（ロ(1)において「非新規基準雇用者数」という。）のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数（ロ(2)において「対象移転型非新規基準雇用者数」という。）を加算した数）の合計

ロ　次に掲げる数の合計

(1)　当該適用年度及び他の適用年度の非新規基準雇用者数の合計（当該合計が基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数（(1)及び(2)において「対象非新規基準雇用者上限数」という。）を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

(2)　当該適用年度及び他の適用年度の対象移転型非新規基準雇用者数の合計（当該合計が対象非新規基準雇用者上限数を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）